

騒音規制法の概要（昭和43年法律第98号）

1. 目 的

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。

2. 工場・事業場騒音の規制

騒音規制法では、機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となる。

具体的には、都道府県知事等が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。（参考1）

3. 建設作業騒音の規制

騒音規制法では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象としている。

具体的には、工場騒音と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

4. 自動車騒音の規制

（1）許容限度

自動車単体から発生する騒音に対して、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの限度値を環境庁長官が定めている。

（2）自動車騒音の要請限度

都道府県等が定める指定地域内において、測定の結果、自動車騒音が環境庁の定める限度値を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請する。

5. 深夜騒音等の規制

深夜騒音等の規制に関しては、地方公共団体が、住民の生活環境保全の観点から、当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な措置を講ずる。

【特定施設一覧】

(法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 1)

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシーン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機 （原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）

7	木材加工機械 イ ドラムバッカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（帯のこ盤と同じ。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機 （原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造型機 （ジョルト式のものに限る。）